

# 平成 31 年度事業計画



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

青森県支部



## はじめに

赤十字事業の推進につきましては、関係各位の深いご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

昨年、日本赤十字社青森県支部は創立 130 周年という節目の年を迎え、これを記念して、日本赤十字社名誉副総裁 秋篠宮妃殿下のご臨席を仰ぎ、「青森県赤十字大会」を開催いたしました。関係各位のご協力のもと盛大に挙行することができましたことを改めてお礼申し上げます。

さて、昨年も国内外において、地震・大雨・台風など大規模な自然災害が猛威を振るい、甚大な被害が生じました。

このような中、日本赤十字社では、「人間の命と健康、尊厳を守る」という赤十字の使命のもと、これらの災害発生時には、全社を挙げて救護活動を行ってきました。とりわけ、北海道胆振東部地震においては、当支部においてもいち早く救護班を派遣するとともに、その後も、こころのケア班、災害本部要員の派遣、救護物資の提供などを行ったところです。

こうした赤十字の活動は、関係各位のご尽力によって支えられています。当支部が様々な活動を推進していくためには、多くの関係各位のご支援が不可欠であります。皆様には、今後とも、当支部への変わらぬご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

本年 5 月 1 日には、天皇陛下のご退位に伴って、新元号となりますが、当支部では、130 年の歴史をふまえ、これからも人道・博愛の赤十字思想の一層の普及に努めるとともに、支部、病院、血液センター、社会福祉施設が一丸となって、総合力を発揮した活動を実施し、赤十字の使命を果たして参ります。

# 目 次

第 1	赤十字事業の実施計画	
	1 災害救護事業	1
	2 看護師養成事業	3
	3 救急法・健康生活支援講習等の講習普及事業	4
	4 赤十字奉仕団	6
	5 青少年・こども赤十字	9
	6 国際活動	12
	7 医療事業	14
	8 社会福祉事業	15
	9 血液事業	16
第 2	会員募集の拡充と赤十字思想の普及	
	10 赤十字会員（社員）増強・活動資金増収運動	17
	11 赤十字思想普及・広報活動	20
	12 青森県赤十字有功会	22
第 3	平成 31 年度行事予定表	
	総務課関係	23
	組織振興課／活動資金募集・広報関係	24
	組織振興課／赤十字奉仕団関係	25
	組織振興課／青少年・こども赤十字関係	26
	事業推進課関係	27

# 1 災害救護事業

災害救護業務は、赤十字本来の使命に基づく最も重要な事業であり、災害救助法において救助への協力義務が規定され、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法において、日本赤十字社は「指定公共機関」として位置づけられ大きな役割を担っている。

東海、首都直下、東南海・南海地震等、大規模災害の発生が間近に迫っていると言われていた中で、日本赤十字社では、これらへの対応計画を作成し、即応体制を整備しているところである。

さらに、先の東日本大震災による余震は今後数年続くと考えられており、東日本における余震と、東海地震等が同年に発生する可能性もあり、近年にない大規模災害発生危機にさらされている中で最大限の警戒体制を敷かねばならない状況である。

そのような中で、当支部では、災害発生時、円滑な救護活動が実施できるよう、平素より体制の確立とその充実・強化に努めており、常備救護班 8 個班を編成している。

一方、国は平成 7 年の阪神淡路大震災を契機に、超急性期の災害医療に特化した災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team、通称 DMAT) を整備したところであり、日本赤十字社としても、これら DMAT との協働にかかる体制の整備をすすめ、「全国赤十字救護班研修会」を平成 24 年度から実施し、急性期から現地の医療機関に引き継ぐまでの長期にわたる救護活動全般に対応できる救護班要員の育成を目的とした研修がなされている。

当支部では、常備救護班 8 個班のうち初動 2 個班に DMAT チームを配置し、超急性期への対応を行うとともに、旧来の救護班の研修、教育体制を見直し、全国赤十字救護班研修会等へのインストラクター派遣や、各種研修会へのスタッフ派遣を行うことで、本社実施の研修会と同レベルでの研修を支部独自に実施できるよう努力している。

また、原子力災害への対応を含む受援計画を策定し、院内訓練及び災害医療コーディネートについての教育に取り組む。

大規模災害への備えとして、減災のための地域の自助、共助を推進することは重要である。

しかしながら、本県においては、自主防災組織の組織率が非常に低く、県をあげて改善に取り組んでいるところである。当支部としてもこれまで、市町村の依頼による防災に関する事業への協力や、独自に地域の自主防災組織を対象とした防災セミナー指導者養成研修等の事業を実施するなどしてこれに取り組んできたところである。

平成 29 年度からは、地域を対象とした DIG、災害エスノグラフィー等をプログラムとする「日本赤十字社防災教育事業」が開始されたところであり、当支部においてもこれを実施するためのファシリテーターの養成、防災教育研修などの試行や県とのコラボレーション企画である「女性の参画による防災力向上事業」を平成 30 年度から引き続き予定している。

また、地域の防災力強化のための事業として、各地区分区に災害時に救援物資や人員輸送に使用する救援車両を配置する「博愛号等配置事業」を実施する。

### (1) 救護訓練への参加

平成 31 年度にかかる参加予定の訓練は、以下のとおり。

- ① 東北ブロック DMAT 参集訓練
- ② 青森県総合防災訓練（三沢市 予定）
- ③ 青森県原子力防災訓練
- ④ 八戸市総合防災訓練

### (2) 日本赤十字社第 1 ブロック支部合同災害救護訓練への参加

平成 31 年度の第 1 ブロック支部（北海道・東北）合同災害救護訓練は、岩手県支部が担当実施することになっている。（平成 30 年度の訓練は北海道胆振東部地震の影響により翌年に延期された。）

### (3) 救護班対象研修

救護班の救護力の底上げと、DMAT チーム養成のため、以下のような研修の実施又は、派遣を行う。

- ① 日本 DMAT 隊員養成研修（指導者養成）
- ② 日本 DMAT 隊員技能維持研修
- ③ 全国赤十字救護班研修会
- ④ 救護班基礎研修
- ⑤ 救護班中級研修
- ⑥ 救護班専門研修
- ⑦ こころのケア研修

### (4) 救護装備の強化

救護体制強化のため、業務用無線機及び支部災害対策本部機能の整備を行う。業務用無線機については、保守点検においてアンテナ設備の劣化や、機器の不具合が指摘されていることから、日赤全体の整備計画および支部管内の使用状況等を踏まえ更新整備を行う。支部災害対策本部機能の整備は、熊本地震災害後に本社では本部機能の標準化に向けた作業が開始されており、当支部としても、新たな受援計画の中においてこれを整備する必要性があり、平成 31 年度は備蓄食料の更新を行う。

- ① 救護班等装備の整備及び更新
- ② 災害対策本部機能強化のための整備

### (5) 災害被災者への救護活動

災害発生時に必要な救護業務を行うため、日赤地区・分区の協力を得て、市町村に避難所等が設置された場合に即応できる体制を整える。

災害発生時には、以下のような事業を行う。

- ① 災害被災者に毛布、緊急セット等の救援物資を交付する。
- ② 災害被災者救援のため、義援金受付を行う。
- ③ 避難所への医療救護班による巡回診療を行う。

## (6) 地域防災力強化のための事業

東日本大震災以降、地域における自助、共助のための防災に関する研修等の要請が増えており、このようなニーズに対応するため、以下の事業を実施する。

- ① 防災セミナーの実施（主催及び他団体との共催）
- ② 日本赤十字社防災教育事業実施に必要なスタッフの養成と試行
- ③ 青森県総合防災訓練における特別見学会

## (7) 災害救援車「博愛号」等配置事業

事業内容：災害時の地域防災力強化のため、各地区分区（市町村）が必要とする災害対策に要する装備の整備について、支部がその一部を負担するもの。

事業対象：計画案に基づき、希望のあった地区分区（市町村）を対象とする。

事業期間：平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間で予定。

配置物品：地域防災力強化のため、地区分区（市町村）より希望のあった物品とする。

負担額：対象とする物品の取得に要する経費の 1/2 又は、100 万円のいずれか低い額を支部が負担する

平成 31 年度の配置予定地区分区（市町村）及び配置物品

- 三沢市地区／蓬田村分区／藤崎町分区／佐井村分区
- ミニバン車（2000cc / 乗車定員 7-8 名 / 4WD）

## 2 看護師養成事業

日本赤十字社では、赤十字の理念に基づいた看護教育を行っており、養成された赤十字看護師は、地域医療はもとより国内外の被災地において災害救護活動を行い、その実績は高い評価を受けている。

当支部では、優秀な看護師の質的な充実、高度化を目的として、日本赤十字秋田看護大学への養成委託を図っている。

卒業後は、八戸赤十字病院に看護師として勤務しつつ訓練を重ね、災害時に災害救護要員として医療救護班に編入される。

平成 31 年度の学年別養成者は以下のとおりである。

赤十字看護教育施設	学年	人数
日本赤十字秋田看護大学	1 年	2 名
	2 年	2 名
	3 年	2 名
	4 年	2 名
計	8 名	

### 3 救急法・健康生活支援講習等の講習普及事業

「人間の苦痛を予防・軽減し、生命の尊厳を確保する」という赤十字の基本理念を、具体的な知識や技術として一般の人々に広めることを目的として講習普及を図る。

本事業を通じて、赤十字運動の強化、拡張をしていくという視点から次の3項目を目標に掲げ、取り組むこととする。

#### ○日常生活での知識、技術の実践

事故防止や、生命と健康を守るための知識や技術を日常生活の中で実践し、一人一人が安全で健康的な生活が営めるようにする。

#### ○ボランティア活動等、助け合い精神の涵養

災害時にはもちろん、日常生活においても互いに助け合えるボランティアの心を育てる。

#### ○赤十字事業参加者の増強

自らが積極的に赤十字活動に参加する理解者、協力者を増やす。

#### (1) 救急法講習会

日常生活における事故防止の知識と不慮の事故や急病に対する応急手当の方法を普及する。傷病者の救命率向上のためには、現場に居合わせた一般の人々の救命応急手当が重要である。2015年のガイドライン改訂において新たにファーストエイドが新章として加わった。このガイドラインの改訂に伴う救急法講習教本の改訂作業が完了し、平成31年4月から救急法救急員をファーストエイドプロバイダーとして育成するための新しい講習が実施されることとなった。青森県支部では新たな講習教本による講習実施のPRを積極的に図る。

※ファーストエイドプロバイダー = 応急手当を行う人

#### (2) 水上安全法講習会

水と親しむとともに、溺れた人を助け、自分自身を水の事故から守るために必要な知識と技術の普及と、溺れた人の救助方法をプール、海等で講習を行い、水の事故防止思想普及を図る。一般への講習のみならず、消防職員、警察官等防災関係機関、学校教諭等広く事故防止思想普及へ寄与することが見込まれる人々への積極的な講習実施を行う。

#### (3) 健康生活支援講習会

高齢者の家族や地域の高齢者との接し方と介護の仕方、自身が高齢期をすこやかに迎えるための知識や技術の普及を図る。



#### (4) 幼児安全法講習会

子どもの尊い命を守り、社会全体で子どもを大切に育てるために、子どもに起こりやすい事故と手当の方法、家庭内での看病の方法等の知識と技術を普及する。

#### (5) 青森県高等学校総合文化祭青少年赤十字部門救急法コンクール

青少年赤十字高校生メンバーを対象として県内 6 地区で行われる救急法講習会を支援するとともに、「青森県高等学校総合文化祭」において開催される青少年赤十字部門救急法コンクールを通じ、高校生への事故防止思想の啓発や救急法技術の習得を図る。

なお、コンクールの運営・審査は支部所属の救急法指導員が当たる。

#### (6) 講習普及体制の強化

##### ① 指導体制の充実強化

安全法指導員等教育のため関係職員の学会参加、また、講師、指導員を対象とする各種研修会を実施し、指導員の知識と技術の向上を図る。

##### ② 教材・資材の整備

各講習指導に必要な教材及び資機材を計画的に整備する。

#### (7) 普及のための広報活動

ア ファーストエイドプロバイダー育成の新講習の実施について広く周知する。

イ 地区・分区（奉仕団員、一般）に救急法等の講習を奨め、安全思想普及に努める。

ウ 県教委、各教育事務所が開催する教職員研修会に救急法等の導入を図り普及に努める。

## 4 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の基本理念である「人道」の実現を第一の使命として、戦後間もなく全国各地に結成され、身近な地域社会においてボランティア活動を実践することを目的とし、日本赤十字社を支える大きな力として赤十字事業の推進にあたってきた。

ボランティア活動を取り巻く環境は社会貢献活動への関心が高まると共に、ニーズも増大するなど、大きく変化している。活動を通して人と人を繋ぐ重要な役割も担っており、永年にわたり地域の活動に携わってきた赤十字奉仕団に寄せられる期待は大きい。

また、地震や大雨、台風等による自然災害の多発が懸念される中、地域コミュニティにおける日頃からの備えや助け合い、さらには防災・減災に対する取り組みへの意識の向上を図ることも重要である。そのためには、日頃の活動においても地域コミュニティとの繋がりの強化を図り、災害時のスムーズな連携に繋げていけるよう努めていく必要がある。

これまでの経験と知識を活かし、「信頼される赤十字奉仕団」そして「期待される赤十字奉仕団」を目指して、奉仕団活動の活性化と災害時における機能強化を図るなど、赤十字奉仕団の育成・確保に努める。

### ◎重点施策

1. 赤十字奉仕団体制の整備と強化に努める。
2. 災害時の活動への備えの強化に努める。
3. 地域との連携と協働、他ボランティア団体や奉仕団相互、青少年（子ども）赤十字等との交流促進に努める。
4. 広報活動の充実に努める。
5. 赤十字奉仕団員の意識を高めるための研修の充実に努める。
6. 赤十字会員（社員）増強・活動資金増収への協力に努める。

### ◎具体策

#### （1）赤十字奉仕団体制の整備と強化

時代や環境の変化等に合わせた更なる活動の充実強化を図るため、赤十字奉仕団体制の整備・強化に努める。

- ① 活動しやすい基盤づくり  
年間活動計画に基づいた計画的な活動 / 魅力ある活動内容を企画 等
- ② 新規団員の加入促進  
活動参加呼びかけ / 地域住民への活動 PR / 地域内での交流促進 等
- ③ 後継者の育成  
積極性・主体性をもったリーダーの養成 / リーダーの意識付け 等
- ④ 地域や時代のニーズに見合った活動展開  
地域の活性化に繋がる活動の推進 等

## (2) 災害時の活動への備えの強化

災害時の活動は、赤十字奉仕団活動に求められる重要な活動の一つである。

地域の防災力を高める率先力として機能する赤十字奉仕団を目指すため、各種会議、研修会等において防災・減災を普及するための指導の機会を広げ、奉仕団体制の整備と基盤づくりに努める。

### ① 平時からの備え

連絡網の整備 / 自主防災組織・町内会・民生委員等との連携・協力体制の構築 / 地域防災計画に基づいた防災訓練への参加 / 隣人とのふれあいの構築 / 地域住民への防災意識の啓発・PR活動 等

### ② 災害発生後に望まれる活動

炊き出しの提供 / 一人暮らし高齢者等の安否確認 / 生活支援活動 / 救援物資の仕分・配布 / 街頭募金活動の実施等

## (3) 地域との連携と協働、他ボランティア団体や奉仕団相互、青少年（こども）赤十字等との交流促進

行政（地区・分区）、自治会・町内会、NPO、他ボランティア団体、企業などとの連携・協働に努め、また、青少年赤十字メンバーとの交流を図るなど、多様な協力体制の構築に努めることにより、住民が健康で安全に暮らせる地域作りを目指す。

地域イベントへの参加 / 青少年赤十字との合同研修 等

## (4) 広報活動の充実

赤十字活動を推進するためには、地域において赤十字の人道的活動を一人でも多くの人々に理解していただくことが必要不可欠である。

そのためにも、地域において活動する際は「見える化」を意識し、積極的な広報活動に努める。

活動時のPR / 団員募集のチラシの作成・配布 / 各市町村広報誌への寄稿 / ホームページの充実 / SNS等の活用 等

## (5) 赤十字奉仕団員の意識を高めるための研修の充実

赤十字奉仕団活動を推進するためには、人材育成が必要不可欠である。各種研修会に積極的に参加し、赤十字事業に対する理解をより一層深めることにより、団員として必要な知識の習得や意識の向上を図ることができる機会をつくるよう努める。

### ① 支部主催

基礎研修会 / リーダーシップ研修会

### ② 郡市地区主催

活動研究会

- ③ 市地区・町村分区（単位団）主催  
研修会 / 移動研修会 / 合同研修会（交流会）
- ④ 本社主催  
赤十字ボランティア・リーダー研修会（地域・青年・特殊赤十字奉仕団合同） /  
支部指導講師研修会

#### （6）赤十字会員（社員）増強・活動資金増収への協力

日本赤十字社の事業の進展を期するうえで、組織の根幹をなす会員の増強及び活動資金の確保は、最も基本的かつ重要な課題である。

そのために、制度をよく理解し、赤十字会員（社員）増強・活動資金増収に取り組む体制を構築し、地区・分区や関係団体等との連携のもとに会員及び活動資金募集が行いやすい環境づくりに努める。

#### ◎赤十字奉仕団の指導体制と適正な活動・運営の育成強化

各種会議や研修会に指導講師や支部職員を派遣し、組織強化のための指導を行い、主体的な運営や活動ができるよう、人材の育成に努める。

##### （1）指導講師の配置と指導・研修体制

- ① 配置；指導区域を県内6ブロックに分け、各ブロックに原則として2名配置する。
- ② 指導；赤十字奉仕団運営のための委員会や総会へ、各団（地区・分区）の要請により訪問し、活動・運営についての指導・助言にあたる。
- ③ 研修；団員の意識高揚のための研修会等において、奉仕団活動の具体的内容や方法について研鑽し、同時に今後の奉仕活動の方向性を探る。

##### （2）赤十字奉仕団活動の強化を図るための会議の開催

- ① 支部主催  
支部委員会 / 強化推進会議 / 委員長・事務担当者会議 / 指導講師会議
- ② 本社主催  
中央委員会 / 全国協議会（青年奉仕団）
- ③ 第1ブロック主催  
支部協議会（青年奉仕団） / 赤十字奉仕団委員長会議及び支部担当者会議

## 5 青少年・こども赤十字

青少年・こども赤十字は、青少年に赤十字の人道的な価値を自ら学ぶ機会を提供し、世界の平和と福祉に貢献できる人間の育成を目指して、国際赤十字・赤新月社連盟が推進している重要な事業である。

従って、当支部としても、赤十字の人道的な価値観を青少年に普及するために、青少年赤十字の実践目標及び態度目標を踏まえて、指導者協議会、指導講師、賛助奉仕団との連携を密に推進する。

また、南海トラフ地震や首都直下地震等の災害リスクの高まりから社会における安全・安心に対する国民の関心はより一層増しており、自然災害発生時の安全・安心獲得のための手立てとして、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティなどによる共助がますます必要とされ、社会の様々な主体が連携して減災のために行動することが求められている。その一方で、地域コミュニティの希薄化により、青少年がコミュニケーション能力や規範意識を自然に身につける機会が減少しており、共助の精神が薄れつつあることが憂慮されている。

このことを踏まえ、青少年・こども赤十字では、教育現場とのネットワークとこれまでの活動実績の中でも特に高いニーズのある防災教育の知見を生かし、教育カリキュラムと連動した青少年赤十字防災教育プログラム及び昨年度完成した幼稚園・保育所向けの防災教材の普及推進に努める。

併せて、全国でも有数の加盟施設を誇る幼稚園・保育所における園児への防災教育については、歌を通して、いのちの大切さ、思いやりの心を育み、そして、防災意識の向上へと繋げることができるよう、当支部で制作したぼうさいイメージソングの配付及び普及を強力に推進する。

そのためには、青少年・こども赤十字加盟促進と指導者育成を図るとともに、国際人道法がねらいとする青少年健全育成のため、当支部ではこれまで以上に教育現場、地域、家庭、そして、関係機関と連携し、課題解決に取り組む。

### ◎重点施策

青少年・こども赤十字の普及と人道的な価値観を身につけ自ら行動することができる人間育成のための重点施策

1. 青少年・こども赤十字の加盟促進（継続加盟・新規加盟の推進）
2. 青少年・こども赤十字指導者の研修
3. 青少年・こども赤十字防災教育の普及
4. 青少年・こども赤十字メンバーの育成と活動の質的向上
5. 青少年・こども赤十字活動の社会的認知の高揚
6. 将来の赤十字支援者となる若年層を獲得するための体制の整備

## ◎具体策

### (1) 青少年・こども赤十字の加盟促進（継続加盟・新規加盟の推進）

青少年・こども赤十字は教育現場において教員や保育士の指導のもとに実施され、その理念・目標が青少年の健全育成のために重要な役割を担っていることを周知させるため、以下のとおり推進する。

- ① 指導講師、賛助奉仕団及び指導者協議会との連携・協力のもとに未加盟校への訪問、働きかけをする。
- ② 新規加盟を促進し、登録式を推奨することで家庭及び地域社会への青少年・こども赤十字活動の理解促進を図る。また、支部広報紙や報道機関を通じ広報活動を推進する。
- ③ 青少年・こども赤十字の関連教材の有効活用を図る。

### (2) 青少年・こども赤十字指導者の研修

青少年・こども赤十字活動は指導者である教員や保育士の理解と協力のもとに実施されるものであることから、指導者育成を図るために、次の研修を推進する。

- ① 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会(本社主催)
- ② 青少年赤十字指導者中央講習会(本社主催)
- ③ 高等学校青少年赤十字指導者養成講習会(支部・指導者協議会共催)
- ④ 地区主催青少年赤十字指導者研修会
- ⑤ 第1ブロック青少年赤十字指導者研究会
- ⑥ 地区主催こども赤十字指導者研修会

### (3) 青少年・こども赤十字防災教育の普及

日本赤十字社が作成した児童・生徒が自然災害の学習と対策について主体的に取り組むための授業で使える教材「まもるいのち ひろめるぼうさい」(平成26年度)の更なる普及、間違い探しを楽しみながら学習指導要領・幼稚園教育要領に定められた防災分野での高い学習効果が期待できる幼稚園・保育所向けの防災教材「ぼうさいまちがいきがしきけんはっけん!」(平成30年度)の配布及び普及をする。

併せて、全国でも有数の加盟施設を誇る幼稚園・保育所における園児への防災教育については、歌を通して、いのちの大切さ、思いやりの心を育み、そして、防災意識の向上へと繋げることができるよう当支部で制作したいのちをまもる ぼうさいイメージソング「愛をつないで」の防災教材を配布し、幼稚園・保育所の関係者を中心に強力に普及・展開するために、以下のとおり推進する。

- ① 加盟施設・未加盟校(小、中、高、特別支援)へのフォローアップ(加盟促進を含む)
- ② 教育委員会との連携促進、リーダーシップ・トレーニング・センター等での活用
- ③ 指導者を対象とした防災教育に関する研修会等の開催
- ④ 避難訓練等を通じた防災教育の実施(加盟促進を含む)
- ⑤ SNSやイベント等を通じた広報展開

#### (4) 青少年・こども赤十字メンバーの育成と活動の質的向上

青少年赤十字メンバー育成のため各地区指導者協議会及び支部主催によるリーダーシップ・トレーニング・センターへの参加を働きかけるとともに、本社主催研修会などに県内メンバーを積極的に派遣し、リーダーの養成に努める。また、こども赤十字メンバーについては各施設における活動や各地区指導者協議会の行事などを通して育成を図る。

- ① 青少年赤十字メンバー対象の研修事業
  - ア 青少年赤十字スタディー・センター(本社主催)
  - イ 青少年赤十字スタディー・ツアー(本社主催)
  - ウ 青少年赤十字高校リーダーシップ・トレーニング・センター(支部・協議会共催)
  - エ 青少年赤十字高校リーダー研修会(支部・協議会共催)
  - オ 地区小・中リーダーシップ・トレーニング・センター(地区主催)
  - カ 地区高校リーダーシップ・トレーニング・センター(地区主催)
  - キ 全国高等学校総合文化祭 ボランティア部門
  - ク 県高等学校総合文化祭 青少年赤十字部門大会

#### (5) 青少年・こども赤十字活動の社会的認知の推進

支部と指導者協議会、指導講師、賛助奉仕団の連携のもと青少年・こども赤十字活動をとおして地域社会や保護者に赤十字事業を周知する効果的な方法を探りその実現を目指す。

- ① 各地区青少年・こども赤十字活動の実態と課題を把握し、青少年・こども赤十字活動が活性化できるよう、幼・保、小、中、高校、特別支援の各校種別に可能な活性化の方策を探る。
- ② 各加盟施設校が青少年・こども赤十字関係の行事を実施するにあたっては、以下に努めるようにする。
  - ア PTA、町会、報道機関、教育委員会等への周知徹底
  - イ 近隣学校(園・所)への案内及び合同行事の実施
  - ウ 地域奉仕団等との合同行事の実施

#### (6) 将来の赤十字支援者となる若年層を獲得するための体制の整備

将来の赤十字活動を支える若年層を赤十字運動に対して参加・協力に導く体制・方策の構築は喫緊の課題と捉えている。

高等学校青少年赤十字メンバーは、将来の赤十字運動を支える中心的な人材であると考えられることから、青年赤十字奉仕団や学生奉仕団という枠組みに囚われずに、青少年赤十字メンバーと青少年赤十字メンバーOB・OGを交えたワーキング・グループ等を行い、社会のニーズに応じた事業展開とネットワークの構築を図る。

- ① 青少年赤十字メンバー未来を創るプロジェクト

## 6 国際活動

赤十字運動及びその事業は、赤十字基本原則に則り、世界に広がる赤十字社で実施されており、日本赤十字社は、世界 191 社の赤十字社の中の一つにあり、赤十字全体の活動方針等については、赤十字国際委員会や、赤十字赤新月社連盟（以下「連盟」）によって示され、これを日本において具現化し、各種事業を行っている。

特に、平時における事業においては、「連盟」が主導しており、世界的な災害等の発生に対応するための緊急対応ユニット（ERU）の整備、地域における防災活動、保健衛生事業等、様々なプログラムを世界各国で実施している。

日本赤十字社は、赤十字という国際 NGO の構成員であり、赤十字が行う国際的プログラムに対する国民の支援と期待は、昨今の世界規模の災害の発生により高まっている。

また、近年はシリアの人道危機に代表されるように、各地で紛争やテロが頻発し、一般市民が被害を受けている中、中立の立場で活動する赤十字の重要性は誰もが認識しているところである。

したがって、日本赤十字社では、寄託者の期待に応えられるよう、支部単独又は、ブロック共同で国際救援と開発協力を進める一方、異常気象や紛争など多様化する救援ニーズに対応するため、医療救護ばかりではなく、幅広い人材が求められていることから、国内外の研修を通じて国際救援に関わる要員の養成・強化を行う。

国際救援事業においては、2017 年 8 月以降、ミャンマー・ラカイン州での暴力から 68 万以上もの人が避難しているバングラデシュにおける大規模な人道危機への対応や、気候変動により大型化する災害へ対応するため、当社ではこれまでの診療型 ERU から病院型 ERU へと規模を拡大することが示された。また、国内救援においても、想定される東南海地震等大規模災害への対応するため、これまでの dERU からホスピタル dERU へと国際救援同様の規模拡大が示されている。

国際開発協力事業においては、高齢社会でありながら、災害の多い日本へ注目が集まっており、一昨年度は支部職員 1 名を派遣し、当支部の防災教育事業を共有したところである。また、全国的に見ても青少年赤十字が活発な本県の特色を活かし、ネパール赤十字社へ指導者等を派遣し支援した。

以上のように、国際活動から国内事業へのフィードバック、また、日赤が取り組んでいる事業の各国赤十字社への発信が方針として示されていることから、この点を踏まえて事業を計画する。

(1) 海外における災害、難民等の救援資金の拠出と救援金の募集

(2) 各国赤十字社との連携による安否確認の実施

(3) 米国赤十字社 三沢基地支部との連携協力



**(4) 第1ブロック共同による発展途上国に対しての開発援助**

- ① 東ティモール : 救急法普及支援事業
- ② ラオス : 救急法普及支援事業
- ③ ネパール : 青少年赤十字海外支援事業
- ④ バヌアツ : 青少年赤十字海外支援事業

**(5) 国際救援の現場で活躍できる救護要員及び連絡調整員の養成・教育**

- ① ERU (国際) 要員研修会
- ② 国際救援・ERU 要員の教育
- ③ 国際赤十字・赤新月社連盟等主催による研修会への派遣

**(6) 国際人道法及びジュネーブ条約の普及**

- ① 各種研修への講師派遣
- ② スフィアプロジェクト (人道憲章と人道対応に関する最低基準) 研修の主催

**(7) 国際救援活動体験キャンプへの協力**

- 場 所 青森市 (予定)
- 主 催 日本赤十字秋田看護大学
- 内 容 海外の大規模災害発生時に出動する国際救援ユニット (ERU) 等の運用を疑似体験するほか、様々なメニューを通し国際救援活動の理解を深める。

## 7 医療事業

赤十字の医療施設は、災害時には医師・看護師等からなる医療救護班を編成し、災害現場に派遣するなどの災害救護活動を行うほか、平時には地域の中心的な公的病院として、救急医療をはじめ、高度医療、母子保健及び周産期医療、保健福祉活動等を含む総合医療活動を行っている。

当支部管内では、八戸市に八戸赤十字病院を有し、健康保全、福祉の増進に貢献するため、次の事項に重点をおき、健全なる経営と運営を図る。

### ◎八戸赤十字病院

平成 17 年 2 月に制定した病院の基本理念に基づいて、患者様中心の医療を展開し、病院の内外から支持される病院を目指す。

経営の健全化を図り、次に掲げる医療活動・取り組みを実践する。

- (1) 救急医療体制の充実
- (2) 高度医療機能の強化
- (3) 医療連携の継続的推進
- (4) 地域医療支援の強化
- (5) 災害救護体制の整備
- (6) 国際救援活動要員の養成・派遣
- (7) 救急法等の講習普及活動
- (8) 各赤十字事業との連携推進
- (9) 地域メディカルネットワークシステム加入による情報共有と効率的な医療の提供
- (10) 経営改善の継続的強化

#### 八戸赤十字病院の基本理念

私たちは、地域の皆様の生命と健康を守るため、赤十字の理念にもとづいた信頼される医療を実践し、「あなたの病院、わたしの病院、そして私たちの病院」として、誇れる病院づくりに最善を尽くします。

## 8 社会福祉事業

児童福祉法第42条第2号及び第43条第2号に規定されている医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センター並びに障害者総合支援法第5条第6項、第5条第7項及び第5条第8項に規定されている療養介護、生活介護及び短期入所の運営業務を青森県より委託を受け、また、医療法に規定する病院としての機能による小児リハビリテーションを中心に、小児整形外科疾患や障害児の小児科治療を主として行っている。

### ◎青森県立はまなす医療療育センター

青森県医療療育センター条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例に基づいて、日本赤十字社青森県支部が「青森県立はまなす医療療育センター」の管理運営を指定管理者として受託している。

#### (1) 青森県立はまなす医療療育センターは、次に掲げる業務を行う。

- ア 医療型障害児入所施設（肢体不自由42床、重症心身障害40床）  
肢体不自由児及び重症心身障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。
- イ 医療型児童発達支援センター（40名）  
肢体不自由児及び重症心身障害児を通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練並びに治療を行うこと。
- ウ 療養介護（肢体不自由42床、重症心身障害40床）  
障害者を入所させて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること。
- エ 生活介護（20名）  
障害者を通して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること。
- オ 短期入所（空床型）  
障害者等を短期間入所させて入浴、排せつ及び食事の介護等の便宜を供与すること。

#### (2) 青森県南地域の肢体不自由児(者)のため、施設の機能を生かして、次の医療社会活動も実施する。

- ア 在宅重度身体障害者訪問診査事業
- イ 身体障害者巡回診査事業
- ウ 乳幼児発達療育相談事業
- エ 脊柱側弯症等学校運動器検診
- オ 八戸市先天性股関節脱臼検診への協力

#### 青森県立はまなす医療療育センターの基本理念

子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、その個性を伸ばし、また、ご家族のお気持ちに配慮しながら仕事を進めていくのが私たちの基本姿勢です。

私たちの施設は、日本赤十字社が運営を委託されております。国際赤十字運動の7つの基本原則に基づいて行動し、日本赤十字社としての特徴を発揮することが大切です。

7つの基本原則とは、1)人道 2)公平 3)中立 4)独立 5)奉仕 6)単一 7)世界性です。

## 9 血液事業

青森県赤十字血液センターでは、東北ブロックとしての一体的な運営並びに広域的な需給管理体制のもと、血液製剤の需要動向を的確に見極め、青森県内、岩手県北及び秋田県北医療機関の要請に積極的に対応するため、献血者数は45,854人を目標とした。

事業運営にあたっては、関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、県・市町村と連携しながら、若年層をはじめ、広く県民に献血思想の普及と血液事業への理解と協力を求め、医療機関からの需要の多い400mL献血及び成分献血の確保に努め、事業の推進を図ることとしている。

### (1) 平成31年度血液確保・供給計画

区 分		確保目標量 (L)	確保目標人数 (人)
献血量/献血者数		19,707.8	45,854
内	200mL献血	239.4	1,197
	400mL献血	13,065.6	32,664
	血漿成分献血	3,613.6	6,713
訳	血小板成分献血	2,789.2	5,280

供給本数 ※200mL換算		
内	全 血	0
	赤 血 球	77,870
	血 漿 製 剤	18,590
	血 小 板 製 剤	97,400
訳		

### (2) 確保対策の重点項目

- ① 若年層を中心とした献血思想の普及啓発
- ② 継続広報及びキャンペーン実施による献血推進
- ③ 400mL献血及び成分献血確保のための積極的な活動
- ④ 原料血漿の確保目標100%達成
- ⑤ 複数回献血クラブの拡大と活用
- ⑥ 市町村への献血推進及び献血目標達成依頼
- ⑦ 献血ルームの活性化及び献血バスの効率的稼働
- ⑧ 献血協賛企業の募集と新規事業所の開拓
- ⑨ 県民への情報提供(ホームページ・Twitter・Facebook・LINE等)
- ⑩ 特定年齢に対する献血依頼
- ⑪ 大学、高校でのセミナー実施

## 10 赤十字会員(社員)増強・活動資金増収運動

### (1) 趣旨

近年、わが国では、自然災害が多発し、平成30年に発生した北海道胆振東部地震や西日本を中心に度重なる被害をもたらした台風・豪雨災害では、多くの尊い人命が失われた。当青森県支部では、北海道胆振東部地震の被災地に医療救護班並びに被災者のこころのケアを行う救護班を派遣したほか、救援物資の提供や義援金の受付など、物心両面の「いのちと健康」を守る活動を展開した。

これらの状況を鑑みて、本県における災害救護をはじめとする赤十字活動の更なる強化を図るため、県支部、郡市地区・町村分区、自治会等で募集活動を担う赤十字奉仕者がしっかりと手を結び、強固な連携のもとに赤十字会員(社員)増強・赤十字活動資金増収運動を実施する。

### (2) スローガン

赤十字を支えるあなたの“ちから”

### (3) 実施期間

平成31年2月1日から通年実施する。

なお、2月1日から28日までの1ヶ月間を「強調月間」とするが、赤十字奉仕者による募集活動の展開は、各市地区・町村分区において最も効果的と考えられる時期に行う。

### (4) 目標額

目標額 216,000,000 円

内訳	目標額
地区分区	216,000,000 円
支部	13,020,000 円
合計	216,000,000 円

### (5) 重点活動項目

- ア 「会員・協力会員」(社員)の会費(社費)協力の継続に努める。
- イ 「会員・協力会員」(社員)の新規加入の確保・増進に努める。
- ウ 有功章会員(社員)の確保・増進に努める。
- エ 法人会員(社員)の確保・増進に努める。
- オ 募集活動を担う自治会役員等赤十字奉仕者に対する理解促進に努める。

### (6) 運動推進の取り組みについて

支部、地区分区、募集活動を担う赤十字奉仕者の連携により推進する。

## (7) 広報活動と運動資材の効果的活用

- ① マスメディアによる協力の呼びかけを行う。
- ② 広報用チラシを各世帯に配付するほか、市町村の「道の駅」などの施設に設置して地域住民に協力を呼びかける。
- ③ 広報用ポスターを公共施設などの市町村主要施設に掲出して協力を呼びかける。
- ④ 市町村広報紙などの地域に密着した広報媒体による協力の呼びかけを行う。
- ⑤ 「赤十字ふれあい推進事業」などのイベント型広報活動による協力の呼びかけを行う。
- ⑥ 募集活動を行っていない自治会等に対して募集活動実施の働きかけを強化する。

## (8) 表彰制度と税の優遇措置

表彰及び税の優遇措置の周知を図り、運動の効果的推進を図る。

## (9) 地区区分交付金について

郡市地区・町村区分の募集実績に応じて事務費並びに事業費交付金を交付する。

- ① 事務費交付金  
市地区及び町村区分には、実績額の10%の範囲内で交付する。
- ② 事業費交付金  
ア 郡地区には、実績額の3%の範囲内で交付する。  
イ 市地区には、実績額の1%の範囲内で交付する。

## (10) 奨励金の交付について

7月31日までに高率完遂・準高率完遂した地区区分に対して奨励金を交付する。

- ① 高率完遂  
ア 郡地区及び町村区分  
目標額に対し実績額が150%以上に達した場合、17,000円を交付する。  
イ 市地区  
目標額に対し実績額が120%以上に達した場合、17,000円を交付する。
- ② 準高率完遂  
ア 郡地区及び町村区分  
目標額に対し実績額が120%以上に達した場合、7,000円を交付する。  
イ 市地区  
目標額に対し実績額が110%以上に達した場合、7,000円を交付する。

## (11) 募集活動の強化

- ① 募集体制について  
自治会役員等赤十字奉仕者と地域奉仕団が募集対象等の明確な役割分担のもとに赤十字会員(社員)・会費(社費)募集を実施するなど、募集体制の強化を図る。
- ② 赤十字会員(社員)の継続協力と新規加入者の確保について  
赤十字会員(社員)の減少理由となる異動(脱退・死亡・転出)が生じたときは、同一世帯から新規加入者を確保する。

- ③ 募集活動を担う赤十字奉仕者の理解促進について  
「赤十字ふれあい推進事業」(イベント)や地域奉仕団、青少年赤十字などの関連行事への赤十字奉仕者の積極的参加を図る。
- ④ 地域住民への広報活動について  
「赤十字ふれあい推進事業」など県内市町村で開催される各種イベントにおいて、県支部・地区分区連携のもとに地域住民の赤十字活動資金募集への理解促進を目的とした広報活動を行う。  
また、市町村広報紙や有線放送、ホームページの活用のほか、地域奉仕団行事等にかかるマスコミへの積極的な取材依頼を行う。
- ⑤ 新しい活動資金の募集について  
自治会等における赤十字会員(社員)・会費(社費)募集の補完的役割として、主に若年層世代(20 歳代から 40 歳代)を対象に口座引き落としやクレジットカードなどを利用する口座振替会員(社員)の募集を行う。  
また資産整理や遺贈にかかる寄付、企業の CSR(企業の社会的責任)活動にもとづく自動販売機売上げ寄付などによる赤十字活動資金の確保に努める。

#### (12) 「社員制度の見直し」の理解促進について

平成 30 年度の募集運動に引き続き、日本赤十字社定款の改正(平成 29 年 4 月 1 日施行)にもとづく「社員制度の見直し」について、赤十字会員(社員)並びに赤十字奉仕者への理解促進を図る。

## 11 赤十字思想普及・広報活動

県民の赤十字運動への理解と強力を求めるため、各種活動や広報資材を通じて普及に努める。

### (1) 全国赤十字大会への参加

毎年5月に東京都で開催される名誉総裁皇后陛下ご臨席の全国赤十字大会に、協賛委員、奉仕団員、地区・分区役職員等赤十字関係者が参加し、赤十字運動の理解促進を図る。

### (2) 広報資材等の作成と活用

広報資材等の作成と活用により、赤十字活動や赤十字活動資金(会費・寄付金)の募集について、県民への理解と協力の促進を図る。

- ① 県内全世帯を対象に活動紹介と決算報告を兼ねた広報チラシを配布する。  
また、チラシの「道の駅」等の観光・物産関連施設等への設置を行う。(48万枚作成)
- ② 活動資金の募集にかかる広報用ポスターを各市役所・町村役場、公共施設、「道の駅」等の観光・物産関連施設等に掲出する。(5,000枚作成)
- ③ 青森県支部の活動紹介のための広報紙「日赤あおもり」を配付する。  
(年4回：季刊 1回につき1,000部発行)
- ④ 年額2千円以上の会費(社費)による支援を継続的に行う会員(社員)に対して、年2回広報紙「赤十字NEWS」を送付する。(年2回 1回につき約3,000部)
- ⑤ 口座引き落としやクレジットカードを利用した口座振替会員(社員)の募集にかかる広報活動を行う。
- ⑥ 法人会員(社員)の募集強化のため、自動販売機の売上げによる活動資金の支援など、企業のCSR活動推進にかかる広報活動を行う。
- ⑦ 遺贈や資産整理、香典返しなどの活動資金にかかる広報活動を行う。
- ⑧ 平成30年度の募集運動より施行された「社員制度の見直し」について県民への周知を図る。
- ⑨ 広報紙「赤十字NEWS」を赤十字関係者等に配付する。
- ⑩ 奉仕団、青少年赤十字関連行事等に赤十字広報パネル、各種映像作品の貸出や来場者に配付する赤十字関連資料の提供を行う。
- ⑪ 自治会役員等赤十字奉仕者が活動資金の募集を円滑に行えるよう「会員(社員)募集の手引き」を配付する。(21,300部作成)
- ⑫ 市町村発行の広報紙における広報活動を促進する。
- ⑬ 日赤本社が作成する各種広報資材の効果的活用を図る。

### (3) 赤十字ふれあい推進事業

地域住民への赤十字運動の理解と強力を図るため、市町村で開催される各種イベントにおいて市地区・町村分区が「赤十字PRブース」の出展を行う「赤十字ふれあい推進事業」を実施する。



#### (4) 支部ホームページの運用

支部ホームページにより、主に若年層世代に対する情報提供を行う。

#### (5) 支部資料展示室の運営

赤十字奉仕団、青少年赤十字等赤十字関係者の支部訪問において、資料展示室を開放し、赤十字運動の理解促進を図る。

#### (6) マスメディア等への情報の提供

テレビ・新聞等マスメディアに対して赤十字運動にかかる情報提供を行うほか、各市町村で発行している広報紙への寄稿を積極的に行い、地域に根ざした広報展開を行う。

また、NHK が事務局を務める「青森広報連絡会」への参加により県内各種団体等との広報協力体制の強化を図る。

#### (7) 赤十字の里づくり推進事業への支援

「手製の赤十字旗」で知られる三上剛太郎医師の生誕 150 年祭を開催する下北郡佐井村の「赤十字の里づくり推進事業」を支援し、「手製の赤十字旗」並びに三上剛太郎の県内外の普及を図る。

#### (8) その他

日赤本社が開催する広報担当者を対象としたセミナー等に職員を派遣し、支部広報活動の体制強化を図る。

また、5月の「赤十字月間」における広報活動を行う。

## 12 青森県赤十字有功会

青森県赤十字有功会は、昭和 55 年に結成以来、支部社業推進の支援組織として重要な役割を担っている。特に県支部と連携をはかり、新規有功章会員（社員）の加入斡旋に努め、赤十字活動資金の増強に寄与するとともに、青少年赤十字活動を支援するなど、赤十字事業へ多大な貢献をしている。

また、地区で組織した弘前市、むつ市、平内町、蓬田村の各有功会は、地域における「仲間づくり運動」に大きく貢献している。

これら有功会事業の一層の活性化を図るため、支部は有功章会員（社員）の積極的な勧誘に努める。

### （1）赤十字思想と社旨普及の協力

赤十字会員（社員）増強運動の主旨を体し、機会あるごとに赤十字思想と社旨の普及に努める。

### （2）会員相互の交流と親睦

新年祝賀会員互礼会の開催、研修旅行の実施、会報の発行等

### （3）「仲間づくり運動」による大口社資募集の推進

新規有功章会員（社員）の加入斡旋、有功会への勧誘等

### （4）地区赤十字有功会活動の推進

地区赤十字有功会に対する助成

### （5）その他

国内外の災害に対する義援金の寄託等、本会の目的達成に必要と認められる事業

平成 31 年度行事予定表

(総務課関係)

◎…有功会関係

	本社関係	支部関係	第 1 ブロック関係
4 月	・ 全国支部事務局長会議 (11 日)	・ 赤十字職員基礎研修会 (16, 17 日)	
5 月		◎ 県赤十字有功会監査会 ◎ 県赤十字有功会役員会	
6 月	・ 本社理事会、代議員会 (28 日) ・ ソフトウェア管理担当者研修会	・ 支部評議員会 ◎ 県赤十字有功会総会	・ 第 1B 事務局長会議 (本社)
7 月			
8 月			
9 月	・ 中堅幹部職員養成研修会 ・ 全国支部事務局長会社業振興特別委員会 (26, 27 日 宮城県)		
10 月	◎ 日赤紺綬・有功会会長協議会総会 (10, 11 日 福岡県) ・ 基幹幹部職員養成研修会		
11 月	・ 本社理事会 (27 日) ・ 労務管理セミナー		
12 月	・ トップセミナー		
1 月	・ 人事・給与実務担当者研修会	◎ 県赤十字有功会新年祝賀会員互礼会	
2 月		・ 支部評議員会	
3 月	・ 本社理事会、代議員会 (19 日)		・ 第 1B 事務局長会議 (本社)
未定	・ 情報セキュリティー研修会		・ 第 1B 事務局長会議 (青森県) ・ 第 1B 事務局次長・総務課長会議 (秋田県) ・ 第 1B 合同課長研修会 (岩手県)

(組織振興課／活動資金募集・広報関係)

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月			
5月	・全国赤十字大会(22日)	・地区分区事務委員等研修会(24日)	
6月			
7月			・第1B組織振興課長会議 (未定 宮城県)
8月		・赤十字会員増強・活動資金増収 運動意見交換会 (県内4会場：青森市・八戸市・ 五所川原市・むつ市)	
9月	・ファンレイジングセミナー (未定)		・組織振興担当者研究会 (未定 青森県)
10月		・会員増強・活動資金増収運動推進会 議(未定)	
11月		・郡市地区・町村分区関係者会議 (未定)	
12月	・NHK海外たすけあいキャンペーン (～25日)		
1月			
2月	・全国広報担当者会議 「もっとクロス！」大賞授賞式	・赤十字会員(社員)増強・活動資金 増収運動強調月間	
3月		・赤十字活動資金功労表彰伝達式 (未定)	
未 定			

(組織振興課／赤十字奉仕団関係)

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月	◎青年赤十字奉仕団全国協議会 (未定)	◎指導講師会議(9日) ◎支部委員会(24日)	
5月	◎支部赤十字奉仕団担当者研修会 (2日間)		
6月	◎赤十字奉仕団中央委員会(2日間)	◎基礎研修会(未定) ◎委員長・事務担当者会議(6地区)	
7月		↓ (6~8月)	
8月	◎ボランティア・リーダー研修会 (3日間)	↓	
9月		◎リーダーシップ研修会(未定)	
10月			
11月			
12月			
1月			
2月	◎赤十字奉仕団支部指導講師研修会 (3日間)	◎強化推進会議(14日)	
3月			
未定		◎活動研究会(未定 4地区)	◎青年奉仕団第1B協議会 ◎第1B奉仕団委員長・支部 担当者会議

(組織振興課／青少年・子ども赤十字関係)

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月		県青少年赤十字賛助奉仕団第1回 代表委員会(5日)  ◎指導講師会議・研修会(19日)	
5月	◎支部青少年赤十字担当者研修会 (未定 日赤本社) ◎青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・ センター指導者養成講習会 (未定 東京都内)	県青少年赤十字賛助奉仕団第1回 事務局会議・監査会(10日)	
6月	◎青少年赤十字全国指導者協議会 総会・研修会(未定 日赤本社)	県青少年赤十字賛助奉仕団定例総会 (14日)	
7月	◎全国青少年赤十字賛助奉仕団協議 会総会(未定 日赤本社) ◎青少年赤十字スタディーツアー (未定 バヌアツ) 全国高等学校総合文化祭 <sup>＊</sup> ランティ 部門(27～29日 佐賀県)	◎青少年赤十字高等学校リーダーシップ トレーニングセンター事前打合せ会議(5日)  ◎県青少年赤十字指導者協議会理事 会・研修会 (12日 県総合社会教育センター)	
8月		◎青少年赤十字高等学校リーダーシップ トレーニングセンター・高校指導者養成講習 会(2～4日 小川原湖青年の家)	
9月			
10月		県青少年赤十字賛助奉仕団第2回 事務局会議(4日)  県高等学校文化連盟青少年赤十字部 門大会(未定 県立木造高等学校)	
11月	◎青少年赤十字指導者中央講習会 (未定 日赤本社)	県青少年赤十字賛助奉仕団第2回 代表委員会(8日)	
12月		◎青少年赤十字高等学校リーダーシップ-研修 会事前打合せ会議(6日)	
1月	◎指導主事対象青少年赤十字研究会 (未定 日赤本社)	◎青少年赤十字高等学校リーダーシップ-研修 会・高校指導者養成講習会 (6～8日 梵珠少年自然の家)	
2月			
3月	◎青少年赤十字スティーブ・センター (未定 山中湖村東照館)	県青少年赤十字賛助奉仕団第3回 事務局会議(5日)	
未 定			第1B 青少年赤十字指導者 研究会(未定 福島県)

(事業推進課関係) ◎…救護関係 ●…救急法等講習関係 ○…献血関係 ……医療関係 △…国際活動関係

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月		・日本赤十字秋田看護大学入学式 ●水上安全法指導員研修会	
5月		●救急法指導員研修会 ●幼児安全法指導員研修会 ○市町村献血推進事業担当者会議 ●水上安全法救助員Ⅰ養成講習会 (青森市)	
6月		●水上安全法救助員Ⅰ養成講習会 (八戸市)	第1B事業推進課長会議
7月		○青森市献血推進協議会総会 ・八戸赤十字病院運営審議会	
8月		○献血感謝のつどい	
9月		◎青森県総合防災訓練(三沢市) △国際活動体験キャンプ	
10月		・県支部養成赤十字看護学生選抜試験 ●高文連支援事業(木造高等学校)	◎第1B合同災害救護訓練 (岩手県)
11月		●救急法救急員養成講習会 (青森市・八戸市)	
12月			
1月			
2月		・八戸赤十字病院運営審議会 ○青森県献血推進協議会 ○市町村献血推進担当課長会議	
3月		・日本赤十字秋田看護大学卒業証書 授与式	
未 定	◎救護業務担当課長会議 ◎日本 DMAT 隊員養成研修 ◎全国赤十字救護班研修会 ◎日赤災害医療コーディネーター研修会 ◎防災教育事業指導者養成研修 ●赤十字救急法講師研修会・研究会 ●赤十字水上安全法講師研修会 ●赤十字講習推進委員会 ●健康生活支援講習 ●幼児安全法講師研修会 ●講習担当者研修会 △基礎保健 ERU 研修会 △国際救援・開発協力要員研修Ⅱ	◎八戸市総合防災訓練 ◎青森県原子力防災訓練 ◎日本 DMAT 隊員技能維持研修 ◎東北ブロック DMAT 参集訓練 ◎救護班中級研修会 ◎救護班基礎研修会 ◎こころのケア研修会 ◎防災教育事業 ●救急法基礎講習会 ●救急法救急員養成講習会 ●健康生活支援講習指導員研修会	

## 日本赤十字社青森県支部管内施設一覧

施設名	住所	電話番号
八戸赤十字病院	〒039-1104 八戸市大字田面木字中明戸 2	0178-27-3111
日本赤十字社青森県支部受託 青森県立はまなす医療療育センター	〒031-0833 八戸市大字大久保字大塚 17-729	0178-31-5005
青森県赤十字血液センター	〒030-0966 青森市花園 2-19-11	017-741-1511

### 平成 31 年度事業計画

日本赤十字社青森県支部  
〒030-0861 青森市長島 1-3-1  
電話 017-722-2011